

株式会社野生鳥獣対策連携センター

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての従業員が仕事と育児を両立し、その能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年6月1日 ～ 令和10年5月31日（2年間）

2. 目 標 育児休業等の取得対象となった従業員の育児休業取得率
100%を維持する

3. 取組内容

●令和8年6月～

- ☐ 本人または配偶者の妊娠・出産の申出があった従業員に対し、育児休業制度ならび育児休業給付金等に関する制度について説明を行う
- ☐ 育児休業取得の意向確認および、取得に向けた業務引継ぎや職場内の協力体制を整備する
- ☐ 育児休業取得者の円滑な職場復帰のため、復帰前後の面談を実施するとともに、テレワークや短時間勤務制度等の活用を促進する

●令和10年5月～

- ☐ 計画期間中の育児休業取得状況を確認し、取得率100%の維持状況を確認し、今後の取組へ反映する